

重要事項説明書

(指定認知症対応型共同生活介護)

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)

社会福祉法人 和福社会

グループホーム庄の里

「和らぎの家」

重要事項説明書

(グループホーム庄の里「和らぎの家」)

社会福祉法人 和福社会

当施設は介護保険の指定を受けています。
(倉敷市指定 第3390201121号)

〔目次〕

1. 事業の目的と運営方針	3
2. 事業者の内容	3
3. サービスの内容	5
4. 協力医療機関等	5
5. 利用料金	5
6. 領収証の再交付	8
7. 利用料金のお支払方法	8
8. 入退居に当たっての留意事項	8
9. サービス利用に当たっての留意事項	8
10. 非常災害対策	9
11. 緊急時の対応	9
12. 事故発生時の対応	9
13. 守秘義務に関する対策	9
14. 個人情報の保護について	9
15. 利用者の尊厳	11
16. 身体拘束の禁止	11
17. 苦情相談窓口	11
18. 損害賠償について	12
19. その他の留意事項	12

1. 事業の目的と運営方針

認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、少人数での共同生活介護において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。

この目的に沿って、当事業所では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 提供できるサービスの地域

事業所名	グループホーム 庄の里「和らぎの家」
指定番号	3390201121
所在地	〒701-0111 岡山県倉敷市上東819番1
管理者の氏名	高木 勇輝（たかき ゆうき）
電話番号	086-462-3111
FAX番号	086-462-3388
サービスを提供する地域	倉敷市

(2) 事業所の従業者体制（1ユニットあたり）

職 種	員 数	職 務 内 容
管 理 者	常勤 1名 (ユニットの兼務)	従業者の指揮命令。利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握とその他の管理を行う。事業運営・事務の統括。 苦情解決責任者。
ユ ニ ッ ト リ ー ダ ー	常勤 1名	管理者の補佐。ユニットの運営。職員の指導。 苦情を受け付け、調整する。
計 画 作 成 担 当 者	常勤 1名 (他職種との兼務)	利用者の共同生活介護計画の策定・管理。
看 護 師	非常勤 1名 (ユニット 及び他職種との兼務)	利用者に対する健康管理。医療機関との連絡・調整。
介 護 職 員	常勤及び非常勤 7名以上	利用者の日常生活全般にわたる援助及び介護

職員の勤務体制（標準的時間帯における配置）

職 種	常勤・非常勤の別	勤務体制	勤 務 時 間	備 考
管 理 者	常 勤	日 勤	8：30～17：30	8時間
計画作成担当者	常 勤	日 勤	8：30～17：30	8時間
介護職員 (介護福祉士) 看護職員 (看護師)	常 勤・常勤パート	早出1	6：30～15：30	8時間
	常 勤・常勤パート	早出2	7：30～16：30	8時間
	常 勤・常勤パート	日 勤	8：30～17：30	8時間
	常 勤・常勤パート	遅出1	11：00～20：00	8時間
	常 勤・常勤パート	遅出2	13：00～22：00	8時間
	常 勤・常勤パート	遅出3	12：00～21：00	8時間
	常 勤・夜勤パート	夜 勤	21：45～ 6：45	8時間
介護職員 (介護福祉士) 看護職員 (看護師)	パート	日 勤	8：30～17：30	8時間
	パート	日勤短1	7：30～16：30	8時間
	パート	日勤短2	9：30～18：30	8時間
	パート	日勤半	7：30～12：30	5時間
	パート	早出短	9：00～13：00	4時間
	(夜勤専門) パート	夜 勤	21：45～ 6：45	8時間

※その他、運営上必要な場合は、上記以外の勤務時間による勤務があります。

(3) 入居定員 18名（1ユニット9名×2）

(4) 設備の概要

○居室

利用者の居室は、原則個室（定員1名）とし、ベッド・枕元灯を備品として備えます。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、定員2名とすることができません。

○食堂

利用者の使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・椅子や食器類などの備品類を備えます。

○その他の設備

設備としてその他に、居間、台所、浴室等の設備を設けます。

3. サービスの内容

- ① 認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画の立案
- ② 食事
- ③ 入浴
- ④ 排泄
- ⑤ 相談援助サービス
- ⑥ 行政手続代行
- ⑦ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

4. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

□協力医療機関

- ・名称 医療法人 望 いわもとクリニック
- ・住所 岡山県倉敷市上東1056番1
- ・名称 医療法人 和香会 倉敷スイートホテル
- ・住所 岡山県倉敷市中庄3542番1
- ・名称 医療法人 創和会 しげい病院
- ・住所 岡山県倉敷市幸町2番30

□協力歯科医療機関

- ・名称 いなだ歯科医院
- ・住所 岡山県倉敷市西尾137-1

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

5. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護及び法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

(介護予防)認知症対応型共同生活介護費		1割負担	2割負担	3割負担
	要支援2	749円/日 (23,219円)	1,498円/日 (46,438円)	2,247円/日 (69,657円)
	要介護度1	753円/日 (23,343円)	1,506円/日 (46,686円)	2,259円/日 (70,029円)
	要介護度2	788円/日 (24,428円)	1,576円/日 (48,856円)	2,364円/日 (73,284円)
	要介護度3	812円/日 (25,172円)	1,624円/日 (50,644円)	2,436円/日 (75,516円)
	要介護度4	828円/日 (25,668円)	1,656円/日 (51,336円)	2,484円/日 (77,004円)
	要介護度5	845円/日 (26,195円)	1,690円/日 (52,390円)	2,535円/日 (78,585円)
加算額等	初期加算	30円/日	60円/日	90円/日
	入院時費用	246円/日	492円/日	738円/日
	退居時相談援助加算	400円/回	800円/回	1,200円/回
	夜間支援体制加算	50円/日 (1,550円)	100円/日 (3,100円)	150円/日 (4,650円)
	医療連携体制加算Ⅰイ	57円/日 (1,767円)	114円/日 (3,534円)	171円/日 (5,301円)
	医療連携体制加算Ⅰロ	47円/日 (1,457円)	94円/日 (2,914円)	141円/日 (4,371円)
	医療連携体制加算Ⅰハ	37円/日 (1,147円)	74円/日 (2,294円)	111円/日 (3,441円)
	医療連携体制加算Ⅱ	5円/日	10円/日	15円/日
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日	400円/日	600円/日
	若年性認知症利用者受入加算	120円/日 (3,720円)	240円/日 (7,440円)	360円/日 (11,160円)
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3円/日 (93円)	6円/日 (186円)	9円/日 (279円)
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4円/日 (124円)	8円/日 (248円)	12円/日 (372円)
	認知症チームケア加算(Ⅰ)	150円/月	300円/月	450円/月
	認知症チームケア加算(Ⅱ)	120円/月	240円/月	360円/月
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/日 (682円)	44円/日 (1,364円)	66円/日 (2,046円)
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円/日 (558円)	36円/日 (1,116円)	54円/日 (1,674円)
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6円/日 (186円)	12円/日 (372円)	18円/日 (558円)
	看取り介護加算	①72円/日	①144円/日	①216円/日
		②144円/日	②288円/日	②432円/日
		③680円/日	③1,360円/日	③2,040円/日
④1,280円/日		④2,560円/日	④3,840円/日	

加算額等	協力医療機関連携加算 (1)	100 円/月	200 円/月	300 円/月
	協力医療機関連携加算 (2)	40 円/月	80 円/月	120 円/月
	高齢者施設等感染対策向上加算 (1)	10 円/月	20 円/月	30 円/月
	高齢者施設等感染対策向上加算 (2)	5 円/月	10 円/月	15 円/月
	介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	1 か月の介護費と加算の合計額×17.8%の1割	1 か月の介護費と加算の合計額×17.8%の2割	1 か月の介護費と加算の合計額×17.8%の3割

*括弧内は31日分の金額。

*初期加算…入居した日から起算して30日以内について算定。

*入院時の体制加算…病院又は診療所への入院を要した場合において、3か月以内に退院が見込まれる時は、退院後の再入居の受入る体制を整えている(1か月に6日を制限とする)

*退去時相談援助加算…退居後、居宅サービス等を利用する時に1回のみ算定。

*医療連携体制加算(Ⅰ)イ・ロ・ハ(Ⅱ)…要支援2は対象外。

*協力医療機関連携加算…入居者の病状が急変した場合等において、医師又は看護師が相談対応を行える体制 入院を要すると認められた入居者の入院を原則として受け入れる体制を常時確保している。施設より診療を求めがある場合において、診療を行う体制を常時確保している。

*認知症行動・心理症状緊急対応加算…入居日から7日以内について算定

*若年性認知症利用者受入加算…40歳以上65歳未満の方を対象に、入居日から7日以内について算定。認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。

*認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ)…いずれか1つ算定。

*サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ～(Ⅲ)…いずれか1つ算定。

*看取り介護加算…要支援2は対象外①死亡日以前31日以上45日以下②死亡日以前4日以上30日以下、③死亡日の2日又は3日、④死亡日について算定。

(3) その他の費用

(1) 理美容代 実費

(2) おむつ代

①テープ止オシメ……1, 650円
1枚 75円

②リハビリパンツ……1, 600円

③ビッグパッド……1, 200円

④パットワイド ……1, 500円

⑤尿とりパッド…… 370円

(3) 日常生活費 実費

(4) 寝具リース費 2, 046円/月(31日) 66円/日

(5) ラバーシート(使用ごとに) 90円/枚

(6) 電気代 1, 550円/月(31日) 50円/日

(7) 居住費 46, 500円/月(31日) 1, 500円/日

※月の中途での入退居の場合は、原則日割り計算としますが、退居に際し月15日以上利用の場合は全額負担とします。

(8) 食材費 46,500円/月(31日) 1,500円/日
(朝食 350円 昼食 600円(おやつ代を含む) 夕食 550円)

(9) 管理費 21,700円/月(31日) 700円/日

※共有の設備・備品の修理、共益費として使用します。

(10) 預り金 100,000円

(退居時、居室の修繕費等にて利用。残金に関しては、お返しいたします。)

※入院、外泊期間中においても、居住費及び管理費はご負担して頂きます。

6. 領収証の再交付

領収証の再発行は致しかねますので、毎月保管頂きますようお願いいたします。また、紛失した際には領収証ではなく支払証明証を発行できますが、発行手数料として、実費にてご負担願います。

発行手数料として(1回) 3,150円

7. 利用料金のお支払方法

前記 5(1)(2)(3)の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求いたしますので、翌月18日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 窓口での現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

中国銀行 中庄支店 普通預金 1451519

口座名：社会福祉法人 和福社会

グループホーム庄の里「^{ぎわ}和らぎの家」

管理者 高木 勇輝

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関： 中国銀行のみ翌月18日引落としいたします。

日・祝祭日などにかかる場合は、後の銀行営業日とします。

8. 入退居に当たっての留意事項

入居に際しては、要介護状態又は要支援状態(要支援2の認定を受けた者)であって、主治医等により認知症の状態にあることの診断を得ている必要があります。又、少人数による共同生活を営むことに支障がない方で、次のいずれかに該当する方は対象となりません。

(ア) 認知症に伴う著しい精神症状を伴う場合

(イ) 認知症に伴う著しい行動障害がある場合

(ウ) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある場合

2 退居に際しては、当該利用者等の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、必要な援助等を行うとともに、居宅介護支援事業者又は介護予

防支援事業者（地域包括支援センター）等への情報提供及び保健医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めます。

9. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 利用者は、管理者その他の従業者による指導又は指示に従うとともに、事業所内における共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めること。
- ② 利用者は、外出を希望する場合は、所定の手続きにより管理者に届け出ること。
- ③ 利用者は、事業所の整理、整頓その他環境衛生を保持するため、事業所に協力すること。
- ④ 利用者は、事業所が定める遵守事項に従うこと。

10. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回利用者及び従業者等の訓練を行います。

11. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

12. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

13. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

14. 個人情報の保護について（契約書第8条参照）

個人情報の保護については、法人の運営する各事業が提供するサービスが適正かつ円滑に提供されるために必要な範囲内で情報を収集し、各事業所責任者のもとに保管するとともに、下記の利用目的に沿った利用を行うものとし、個人情報を利用することに同意して頂きます。同意については、本書面をもって充てます。但し、利用目的の第3項「事例研究及び広報物に伴う利用目的」に同意できない場合は、

次の「個人情報の利用停止申請欄」へご記入、又は別途「個人情報の利用停止申請書」へご記入し申請してください。その際は利用をいたしません。なお、下記以外の利用目的で情報を利用する場合には、事前にご契約者又はご家族に同意を得た上で実施いたします。

当施設内での利用目的

- ① 当施設がご契約者に提供する介護サービス
- ② 介護保険請求等に係る業務
- ③ 介護サービスの利用に係る当施設の管理運営業務等
 - ◎ 入退居等の管理
 - ◎ 会計・経理
 - ◎ 事故等の報告
 - ◎ 利用者の介護サービスの向上
 - ◎ 施設の管理運営業務に必要な場合
 - ◎ 介護サービスや業務の維持・改善等の資料作成
 - ◎ 当施設が行う実習生・ボランティア等の受入れ
 - ◎ 事故防止のための各居室の表札使用

(2) 他の介護事業者および行政等への情報提供を伴う利用目的

- ① 当施設がご契約者等に提供する介護サービス
 - ◎ ご契約者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答等
 - ◎ その他の業務委託
 - ◎ ご契約者の診療等にあたり、外部の医師の助言・指示を求める場合
 - ◎ ご家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務
 - ◎ 審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ◎ 審査支払い機関又は保険者からの照会の回答
- ③ 損害賠償等に係る保険会社への相談又は届出等
- ④ 当施設の管理運営業務に対する内外部監査機関への情報提供等
- ⑤ 施設の管理運営業務に必要な場合

(3) 事例研究及び広報物に伴う利用目的

- ① 社内外研修や事例研究
- ② 当施設が発行する広報誌による氏名・生年月日・写真等の掲載
- ③ 当施設内での氏名・生年月日・写真等の掲示
- ④ 当施設が管理するインスタグラム・フェイスブック等、SNSへの掲載

個人情報の使用停止申請

申請者 _____ 印

(続柄 _____)

社会福祉法人和福社会庄の里個人情報保護規程に基づき、以下のとおり個人情報の利用停止を申請します。

(注) 該当する項目に○をつけて下さい。

<input type="checkbox"/>	社内外研修や事例研究に関しての利用停止
<input type="checkbox"/>	当施設が発行する広報誌による氏名・生年月日・写真等の掲載等へ利用停止
<input type="checkbox"/>	当施設内での氏名・生年月日・写真等の掲示等へ利用停止
<input type="checkbox"/>	当施設が管理するInstagram・フェイスブック等、SNSへの掲載
<input type="checkbox"/>	その他 (_____)

15. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業員教育を行います。

16. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行ない同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。また、その解消に向けた努力をします。

17. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 苦情受付担当者：各ユニットリーダー
苦情解決責任者：管理者

ご利用時間：月～土曜日 9時～17時

ご利用方法 電話 086-462-3111

FAX 086-462-3388

※公的機関又は次の機関において苦情申し出ができます。

倉敷市介護保険課

所在地：岡山県倉敷市西中新田640

電話番号：086-426-3343

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝日を除く）

岡山県国民健康保険団体連合会介護保険課

所在地：岡山県岡山市北区桑田町17-5

電話番号：086-223-8811

受付時間：8時30分～17時00分（土・日・祝日を除く）

※苦情処理第三者委員

公平中立な立場で、苦情を受け付け、相談にのっていただける委員です。

18. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により、ご利用者に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

19. その他の留意事項

①事業計画・財務内容等に関する資料については、随時閲覧できるよう整備しています。

②利用者本人は、提供された認知症対応型共同生活介護サービスに関する記録について、開示・閲覧することができます。

令和 年 月 日

指定認知症対応型共同生活介護サービス・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に当たり、ご利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

所在地 〒701-0111 岡山県倉敷市上東819番1

事業所名 グループホーム 庄の里「和らぎの家」

(指定番号 3390201121)

管理者名 管理者 高木 勇輝 ⑩

説明者名 ⑩

私は、本書面に基づき、事業者から認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護について重要事項の説明を受け同意しました。

<利用者>

住所 〒 -

氏名 ⑩

<利用者代理人（選任した場合）>

住所 〒 -

氏名 ⑩

(続柄)

電話番号 () -

サービス利用者及び家族の個人情報を利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することに家族を代表し同意しました。

家族代表者

住所 〒 -

氏名 ⑩

(続柄)

電話番号 () -